

新型コロナウイルス関連情報（4月28日）

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎（NY州）クオモ知事のメッセージ（4月28日）

- 昨4月27日の総入院者数は1万2646人で15日連続減少し、1日の入院者数（3日間平均）も953人と3月24日以来初めて1000人を下回った。死者数は335人と3日連続して400人を下回ったが依然として高い水準である。
- 再開については、感染者数を増やすことなく、かつ病院システムに過大な負荷をかけることなく進めていく必要があります。そのためにはデータとファクトに基づき事態を評価することが重要。特に、(1)病院（病床数又はICU）の収容率が70%を超える、又は(2)感染率(Rt)がアウトブレイクを引き起こす1.1を超える、のどちらかの状況になると非常に危険である。
- 州内10の各地域（注）における陽性の割合は、(1)NY市31%、(2)ロングアイランド31%、(3)ミッドハドソン28%、(4)キャピタルディストリクト12%、(5)ノースカウンティ8%、(6)モーホークバレー9%、(7)サザンティア7%、(8)セントラルNY7%、(9)フィンガーレイクス10%、(10)ウエスタンNY17%と地域によって異なっている。特に、州北部は、中西部の各州（TN州6%、AK州7%、KT州8%）に近い数字で、NY市とは大きく異なる状況である。

（注）州内10の各地域のマップについては下のURLでご確認になれます。

<https://esd.ny.gov/regions>

- 本日、州内のビジネス、コミュニティ、市民のリーダー100名で構成されるNY再開促進諮問委員会を設置して再開戦略の策定を進める。
- 学校の延長又は再開については今週の終わりまでに判断する。

◎NY州の再開に向けた判断・実施基準（4月28日）

- (1)CDCガイドラインの準拠：入院数の14日間連続減少。
- (2)産業の決定：フェーズ I は建設業・製造業、フェーズ II では再開する産業・企業を特定。
- (3)企業の感染拡大予防措置：感染拡大予防措置を含む再開計画を策定する必要があるが、この計画は連邦政府及び州政府の予防措置に関するガイドラインの要件を満たす必要あり。企業が再開計画に必要とされる項目の一例は以下のとおり。
 - * 対従業員：勤務時間の調整。他者との距離の確保。不要な移動・出張の制限等。
 - * 仕事場：客と接触する場所ではマスク装着を義務化。厳格な清掃・消毒基準の設置等

*プロセス：従業員が健康管理（検温等）や検査・追跡・報告システムの採用等。

(4)医療機関の収容率：上限は収容力の70%。人工呼吸器やPPEの確保も必要。特に、現在禁じられている手術再開後であっても、少なくとも病院のベッド及びICUベッドの30%以上を常に利用可能にしておくこと。インフルエンザの季節は入院者が増えるので、それも考慮する必要あり。

(5)検査体制：1ヶ月に人口千人当たり30の検査ができることが望ましい。そのための州内10の各地域で十分な検査場所の確保が必要であり、州民に対する周知も重要。検査の優先順位は、(a)症状が出ている患者、(b)症状が出た患者と濃厚接触した者、(c)エッセンシャルワーカーの繰り返しの検査。

(6)追跡システムの構築：10万人当たり少なくとも30人の追跡要員を確保したうえで、地域の感染率を考慮することが必要。

(7)隔離施設の確保：州内10の各地域は、陽性判明者で自宅待機できない者のために別途待機できる場所を確保する計画を提出する必要がある。

(8)地域内の調整：学校、交通、検査、追跡等を地域内で調整することが必要。

(9)遠隔診察の検討

(10)遠隔教育の検討

(11)地域内を監視・調整する司令室の設置：州内10の各地域は、(a)病院の使用率、(b)感染率、(c)PPE消費率、(d)地域内の企業の予防措置遵守等を監視する司令室の役割を果たす監視機関を指名する必要がある。

(12)エッセンシャルワーカーの保護（優先的検査、PPEの提供、公共交通機関の確保等）と彼らへの敬意

◎ (NY市) デブラシオ市長のメッセージ（4月28日）

- 今次パンデミックの中では教育に対するケアも重要であるので、遠隔授業となっている状況を踏まえ公立校に新たな成績評価の方法を導入する。小学校(K-5)については、“Meets standards” 又は“needs improvement”の2段階評価とし、宿題の提出などにより評価される。中学校(6-8年生)については、“Meets standards” , “needs improvement” 又は“Course in Progress”の3段階評価とし、議論への参加などにより評価される。高校については、現行の評価制度を維持しつつ、GPAに影響しないPassという評価に変更することが可能とした上で、一定の水準に達しなかった場合には“Course in Progress”と評価される。3-K, Pre-Kでの評価方法に変更はない。

- 一定の水準に達しなかった生徒について、遅れを取り戻すために夏から秋にかけて集中講義を受けられるようにする。小学校で十分な水準に達しなかった生徒及び中学・高校で成績評価が“Course in Progress”だった生徒は自動的に当該プログラムに登録される。

- 卒業式も重要であるので、市全体でバーチャル卒業式を実施する。

- 全ての生徒が遠隔授業を受けられるために、4月30日までに24万7000台のiPad

を生徒に配布する。まだ申請をしていない方は <https://www.schools.nyc.gov/か311> に電話してほしい。

- 中小企業庁（SBA）が昨27日から給与保護プログラム（PPP）の受付を再開したので、該当する事業主は早目に <http://sba.gov/> にアクセスして申請してほしい。

・新たな成績評価方法の詳細については、以下のサイトでご確認ください。

<https://www.schools.nyc.gov/learn-at-home/chancellor-s-message-for-families>

◎（NJ州）マーフィー知事のメッセージ

- 本28日、固定資産税の支払い猶予期間を5月1日から6月1日に延長する行政命令を発出。詳細については下記サイトをご参照ください。

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20200428a.shtml>

- 昨27日に発表した州の活動再開に向けたロードマップ（The Road Back）でも発表した、経済の再開・再生に関する諮問委員会の構成員を発表する（詳細は以下サイトご参照）。21人（16人の専門家と5人の州政府高官）で構成され、早速、発足する。

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20200428b.shtml>

◎（PA州）レヴィンPA州保健省長官のメッセージ（4月28日）

- 感染例の調査や接触者の追跡（contact tracing）に関する計画を5月1日（金）までに発表したい。

- ドメスティック・バイオレンスに関する相談は +1-833-727-2335、子供の虐待に関する相談窓口は +1-800-932-0313 で受け付けている。家族や周囲の方に関して異変に気付いた場合ぜひ連絡してほしい。なお、身体に差し迫った危険がある場合には 911 に連絡してほしい。

・なお、虐待やネグレクトに関する連絡窓口、利用可能な施設等については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.dhs.pa.gov/providers/Providers/Pages/Coronavirus-Citizen-Resources.aspx>

◎（WV州）ジャスティス知事のメッセージ

- 昨27日、West Virginia Strong -The Comeback（経済再開に向けた計画）を発表した。本計画には、再開の指標（新型コロナウイルス検査の陽性の累計割合が、3%以下である日が3日間続くこと）とともに、今後6週間で再開を検討する事業を週ごとに記載しているが、第1週目や第2週目の開始日に関する照会が多かったため、以下のとおり補足説明する。

・今週、27日（月）、28日（火）、29日（水）と3日連続で陽性の累計割合が3%以下の状態が続けば、第1週目に定めた事業（必要不可欠でない手術等の医療行為（先週に発表した行政命令により、承認を得られた医療機関は本28日より開始）、外来での医療サービ

ス及び託児所のスタッフがウイルス検査を受けること)は30日(木)から再開/実施する。

・今週の27日(月)～29日(水)17時までの間、3日連続で陽性の累計割合が3%以下の状態が続けば、第2週目に定めた事業は来週月曜日(5月4日)から再開する。第3週目～第6週目も月曜日が開始日となる。

・West Virginia Strong-The Comebackについては下記サイトをご参照ください。

<https://governor.wv.gov/Pages/The-Comeback.aspx>

- 州保健局より、介護施設のウイルス検査は州内の123施設中、108施設(88%)で完了した旨発表がありました。

◎(DE州)カーニー知事のメッセージ(4月28日)

・デラウェア州ではSussex郡を感染流行地(hot spot)と位置づけた。Sussex郡での検査結果は35%が陽性と非常に高い。検査を強化し、陽性患者の追跡等の体制を整えていく。

・経済再開計画については、まず手始めに、今週からZoom等でタウンミーティングを開催し事業者の意見を聴取している。経済再開を判断するには、CDCの基準によれば14日間にわたり継続して症状や症例が減少する必要がある。タウンミーティングでは、デラウェア州で最近検査数を増やしているの、それが原因で感染者数が増加する傾向にあるのはいか、検査総数に占める陽性結果の割合の減少率を見るべきではないかとの質問が数多く寄せられたが、州政府が症状・症例が未だ減少を始めていないと言える一つの理由に、我々は病院と日々連絡をとり、感染者数及び入院患者の状況を細やかに把握している。経済再開のためにも、健康な人が経済活動に戻れるように、一度ならず二度の検査を行うなどして検査数を増やしてい

く必要がある。また、陽性患者の追跡を行う体制の確立も必要である。

・本28日から、マスク等の着用を義務づけた。必ずしもマスクである必要はなく、鼻と口を覆うものであれば、バンダナ等でもよい。

・検査を強化していく。検査コロナウイルスの症状がある人、コロナウイルス感染者の濃厚接触者に加え、養鶏業従事者等が検査を受けられるようにしていく。

・医療施設のキャパシティ、個人防護具(PPE)のストック等は余裕がある。

・メンタルヘルスに関するアドバイスやバーチャルイベント、オンライン支援団体、チャットラインの情報については、557-53にDEHOPEとテキスト・メッセージを送ってほしい。

◎ビジネス関連情報

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【感染者数等に関する情報】

4月28日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。(カッコ内は前日の数)

○ニューヨーク州：感染者数 295,106名(291,996名), 死者数 17,638名(17,303名)

・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市：感染者数 162,338名(160,489名), 死者数 12,067名(11,857名)

NY市の内訳

クイーンズ区： 49,929名(49,399名)

ブルックリン区： 43,587名(43,014名)

ブロンクス区： 35,994名(35,556名)

マンハッタン区： 21,312名(21,097名)

スタテン島区： 11,516名(11,423名)

ナッソー郡： 35,085名(34,865名), 死者数 2,039名(2,003名)

サフォーク郡： 32,724名(32,470名), 死者数 1,179名(1,147名)

ウエストチェスター郡： 28,245名(28,007名), 死者数 1,096名(1,077名)

ロックランド郡： 11,453名(11,366名), 死者数 359名(355名)

○ニュージャージー州：感染者数 113,856名(111,188名), 死者数 6,442名(6,044名)

○ペンシルベニア州：感染者数 43,264名(42,050名), 死者数 1,716名(1,597名)

○デラウェア州：感染者数 4,575名(4,162名), 死者数 137名(125名)

○ウエストバージニア州：感染者数 1,095名(1,063名), 死者数 38名(36名)

○コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 10,874名(10,763名), 死者数 747名(727名)

○プエルトリコ：感染者数 1,400名(1,389名), 死者数 6名(8名)

○バージン諸島：感染者数 59名(59名), 死者数 4名(4名)

【医療関係情報】

◎CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。これらの症状があり，感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で，医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

◎当地の病院やクリニックは，完全予約制を導入し，付き添い人数を制限（一人のみ）するなど予防措置をしながら外来を受け付けているところが多い模様です。また，一部の病院では電話診察，オンライン診療（有料）を導入しているところもあるようです。ただし，当地の医療事情については，日々状況が変化しますので，皆様ご自身で病院やクリニックのHPや直接電話するなどして，ご確認ください。

【領事窓口業務日及び受付時間，検温，マスク等の着用について】

◎在ニューヨーク日本国総領事館では，現在，領事窓口の業務日を月・水・金（除，休館日）の週3日とし，受付時間を10時30分～13時（査証申請受付は12時～13時）に短縮しています。なお，電話でのお問い合わせは月曜～金曜まで受け付けております。また，ご来館の際にはマスク着用をお願いするとともに，ご来館時に当館ビル1階受付にて検温（摂氏37.5度以上の場合は入館をお断りしています。）を実施しております。

詳細は以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-03-30.html>

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

御不明な点がございましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

■ 本お知らせは，安全対策に関する情報を含むため，在留届への電子アドレス登録者，「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者，外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配

信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後，（212）888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

twitter: https://twitter.com/JapanCons_NY
